

新潟市火薬類取締法の施行に関する事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年3月13日

新潟市消防局長 大泉 敏一

新潟市消防局訓令第4号

新潟市火薬類取締法の施行に関する事務処理規程の一部を改正する規程

新潟市火薬類取締法の施行に関する事務処理規程（平成23年新潟市消防局訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定による電子情報処理組織を使用して届出等（以下「電子届出」という。）がされた場合は、この限りでない。

第4条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第5条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メールその他の電子情報処理組織（以下「電子メール等」という。）を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第7条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第8条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第9条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第10条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第10条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第12条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第13条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第14条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第14条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第15条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第16条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第16条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第17条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第17条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第18条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第18条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第19条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第19条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第20条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第20条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第21条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第21条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第22条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第22条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第23条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第23条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第24条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第24条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第25条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第26条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第26条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第27条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第28条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第28条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第29条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第29条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第30条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第31条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第31条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第32条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第32条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第33条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第33条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第34条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第35条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第35条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第36条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第36条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を

通知するものとする。

第 37 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第 38 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第 39 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第 39 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第 40 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第 40 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第 41 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第 41 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第 42 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第 42 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第43条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第43条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第44条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第45条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第45条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第46条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第46条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第47条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第47条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第48条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第48条第2項に次のただし書を加える。



ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第49条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第49条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第50条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第50条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第51条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第51条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第52条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第52条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第53条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第53条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第54条第1項、同条第2項及び同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第54条第4項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第55条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第55条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第56条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第57条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第58条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第61条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第62条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第62条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第63条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第63条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第64条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第64条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第65条第1項及び同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第66条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第66条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第67条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第68条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第68条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第69条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第70条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第70条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第71条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第71条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第73条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第74条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第74条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第77条に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第78条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第78条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第79条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

第79条第2項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、電子メール等を使用して当該届出が到達した旨を通知するものとする。

第80条第1項に次のただし書を加える。

ただし、電子届出がされた場合は、この限りでない。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。